

議事日程(第4号)

令和2年3月23日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 諸般の報告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 閉会中各委員会の継続審査及び調査について

追加日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第2 議案第30号 令和元年度日出町一般会計補正予算(第7号)について

追加日程第3 議案第31号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

追加日程第4 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

追加日程第5 同意第2号 日出町教育委員会委員の任命について

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議長の常任委員会の辞任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会報編集特別委員会委員の選任について

- 追加日程第1 議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選について
追加日程第2 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について
追加日程第3 選挙第3号 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員選挙
追加日程第4 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について
追加日程第5 選挙第4号 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
閉会の宣告
-

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 諸般の報告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 閉会中各委員会の継続審査及び調査について

追加日程第1 発委第1号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第2 議案第30号 令和元年度日出町一般会計補正予算（第7号）について

追加日程第3 議案第31号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

追加日程第4 議案第32号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

追加日程第5 同意第2号 日出町教育委員会委員の任命について

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙

追加日程第3 議席の一部変更について

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議長の常任委員会の辞任について

福祉対策課長	……………	伊豆田政克君	子育て支援課長	……………	佐藤久美子君
健康増進課長	……………	後藤 英樹君	生活環境課長	……………	梶原 新三君
商工観光課長	……………	藤原 寛君	農林水産課長	……………	河野 一利君
都市建設課長	……………	須藤 淳司君	上下水道課長	……………	岩尾 修一君
教育委員会教育総務課長	…	帯刀 志朗君	教育委員会学校教育課長	…	小田 雅章君
社会教育課長	……………	安田加津浩君	文化・スポーツ振興課長	…	岡野 修二君
監査事務局長	……………	西村 浩明君	総務課課長補佐	……………	河野 匡位君
財政課課長補佐	……………	古屋秀一郎君			

午前9時59分開議

○議長（森 昭人君） 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、26日間にわたり慎重な御審議をいただき、また議会運営にも格段の御協力を賜り、本日最終日を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

開議の宣告

○議長（森 昭人君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

日程第1. 諸般の報告

○議長（森 昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

令和2年第1回杵築速見消防組合議会定例会の概要について、同組合議会議長、岩尾幸六君に報告を願います。10番、岩尾幸六君。岩尾幸六君。

○議員（10番 岩尾 幸六君） おはようございます。それでは報告いたします。

令和2年第1回杵築速見消防組合議会定例会が3月19日に杵築市議会議事堂において開催されましたので、その概要を御報告申し上げます。

本定例会に上程されました案件は、議案4件と報告2件であります。

まずはじめに、議案第1号令和2年度杵築速見消防組合予算についてであります。令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億6,980万3千円で、昨年度と比較いたしますと7,192万6千円の減額となっております。

歳入につきましては、予算の91%が日出町と杵築市からの負担金で8億8,220万7千円、そのうち日出町の負担金は3億6,927万4千円で、昨年度と比較すると2,463万6千円の

減額となっております。これは、負担金の算出方法が変更されたことが大きな要因であります。

歳出の主なものは、議会費が108万9千円、総務費は9億915万1千円で、7,528万4千円の減額となっております。その内訳としては、総務管理費のうち、一般管理費は職員給与のほかに各種負担金が主なもので7億8,484万8千円とし、2,886万6千円の増額であります。

消防活動費は1億2,403万9千円で、杵築署の後方支援車の購入費5,950万円と救助資材購入費が主なであります。

次に、議案第2号令和元年度杵築速見消防組合補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、本年3月に退職する職員の職員手当であり、補正額は835万7千円の増額で、歳入歳出の予算総額は、それぞれ11億1,090万6千円となっております。

次に、議案第3号杵築速見消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定については、地方公務員法などの一部改定に伴い、臨時・非常勤職員を会計年度任用職員として任用するための報酬、費用弁償等について必要事項を定めるため、制定するものであります。

続いて、議案第4号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理についてであります。

これは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、勤務条件などについて、関係条例の整理を行うものであります。

また、議案第1号令和2年度杵築速見消防組合予算の消防負担金について議案質疑があり、負担金割合の算出根拠と負担金割合決定についての確認事項について議案質疑がありました。

管理者より、負担金の算出根拠については、昨年11月に日出町長と杵築市長との間で、これまでの基準財政需要額だけでなく、新たに職員配置数割を導入した。具体的には、これまで算出根拠としていた基準財政需要額割を負担金総額の7割とし、残りの3割に新たに職員配置数割を当面導入することにしたとの説明がありました。

また、負担金割合の確認事項については3点あり、1点目は、職員配置数割の導入、2点目は、職員配置数割を導入するに当たり、組合への負担は、受益に応じたものであるべきと考え、杵築消防署、山香出張所の職員数と日出消防署の職員数の割合とする。

3点目は、令和元年度から新たに行う負担金の算出方法は、協議の最終結論ではなく、今後も激変緩和を念頭に入れ、おおむね3年を目途に見直しをしたいと説明がありました。

以上、議案4件につきましては、慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

次に、報告1号と報告2号の専決処分の承認を求めることについてであります。

まず、報告第1号杵築速見消防組合職員給与の特例に関する条例を廃止するものであります。

杵築速見消防組合職員の給与については、杵築市職員の給与の特例に準用することとなっております。

りましたが、12月の杵築市議会定例会において杵築市の条例が改正されたことで、ことし1月より平均5%の給与カットが消防職員に及ぶため、この条例を廃止するものであります。

次に、報告第2号も杵築速見消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、報告第1号に関連しており、杵築市から出向している職員の給与の支給は、杵築市職員の例によるものとするであります。

慎重審議の結果、報告第1号、第2号ともに全会一致で承認であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、令和2年杵築速見消防組合定例会の報告を終わります。

○議長（森 昭人君） 次に、令和2年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会の概要について、同組合議会議長、土田亮治君に報告をお願いいたします。11番、土田亮治君。土田亮治君。

○議員（11番 土田 亮治君） 令和2年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会が、去る2月28日、日出町議会議事堂で開催されましたので、その概要を御報告申し上げます。

本定例会に上程されました案件は、議案2件、同意1件であります。

まず、議案第1号令和元年度杵築速見環境浄化組合会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は、1,208万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,361万7千円とするものであります。

歳入としては、分担金及び負担金の1,658万8千円の減額及び財政調整基金よりの繰入金450万円の増額であります。

歳出の主なものは、衛生費の運転経費全般の見直しにより、清掃施設費1,608万9千円の減額であります。また、総務管理費において将来における施設管理の財政負担に備え、400万1千円を施設整備基金積立金として計上するものであります。

次に、議案第2号令和2年度杵築速見環境浄化組合会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,665万1千円であります。

まず、歳入の主なものでありますが、負担金として市町負担金2億5,575万1千円、事業費補正負担金1,726万8千円であります。

次に、歳出の主なものでありますが、議会費が125万3千円、総務費が2,873万8千円、衛生費は1億9,308万9千円であります。

また、平成25年度の設備改造に伴う財政融資資金の償還金として公債費5,257万1千円を計上しております。

次に、同意第1号杵築速見環境浄化組合監査委員の選任についてであります。2月27日付で辞職されました金元正生氏の後任として上野満氏の選任に同意を求めたものでございます。

以上、上程されました議案2件、同意1件につきましては、審議の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

これを持ちまして、甚だ簡単ではございますが、令和2年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会の報告を終わります。

委員長報告

○議長（森 昭人君） これより委員長報告を行います。

今期定例会で、それぞれ所管の常任委員会等に付託された議案並びに事業等につきまして、各委員会における審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 金元正生君。金元正生君。

○総務産業常任委員長（金元 正生君） おはようございます。それでは、総務産業常任委員会の御報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従いまして、委員出席のもと、町長以下、所管各課の課長の出席を求め、3月11日に委員会を開催いたしました。

まず、付託議案13件の審査内容を御報告いたします。

議案第12号固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、書面審理の規定の見直し及び字句の整理のため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。

会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号日出町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号日出町使用料条例の一部改正についてであります。

使用料の算定方法及び過料の規定を見直すため、また、中央公民館の名称変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号日出町漁港管理条例の一部改正についてであります。

県は、大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を平成31年4月に施行しました。これに伴い、日出町が管理する漁港の放置艇の解消と漁港管理の強化を図るため、プレジャーボート等の停けい泊エリアの指定や使用料の徴収、漁港係留施設の使用を許可制とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号日出町手数料条例の一部改正についてであります。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給に関する法律により、該当者に対して、戸籍事項の証明にかかわる手数料を無料とするため、また、住民基本台帳の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

民法改正に伴い、個人の保証契約に関する規定が改正され、国は連帯保証人制度を廃止するが、各自治体については、任意とする方向となり、県及び県下市町村と統一するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号日出町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてであります。

現在の条例は、町に対して行う申請や届け出、その他の手続に対して書面等で行うこととされているものであっても、オンラインでの申請等が可能となるように定めたものですが、国がオンライン化による手続を一層推進するための法改正を行ったことに伴い、町としても、より情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、所要の推進を行うものであります。

議案第23号日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本条例は、9月議会において新規制定したところでございますが、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当に関する基準の明確化、また、企業職員及び技能労務職員の給与は給料と手当であり、報酬は含まれないことから、文言の削除を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第27号日出町交通安全の保持に関する条例の廃止等についてであります。

地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が厳格化され、交通指導員が特別非常勤職員の要件に合致しないこととなったため、日出町交通安全の保持に関する条例を廃止し、関連する日出町安全で住みよい街づくり条例の一部改正を行うものであります。

議案第29号大分市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議についてであります。

大洲総合運動公園内の大分県立総合体育館が大分県から大分市に移管され、大分市大洲総合体

育館として設置されることとなり、大分市より圏域住民の相互利用施設として追加をしたいとの申し出がありましたので、地方自治法第244条の3の規定により、大分市大洲総合体育館を日出町の住民の利用に供させることについて決議を求めるものであります。

なお、議案第16号、18号については、福祉文教常任委員会も、一部関連の改正があり、全会一致で可決の報告を委員長から受けております。

以上、付託されました13議案については、全て全会一致で可決でございます。

次に、続きまして、所管委員会の事務調査の主要事項を報告いたします。

総務課より、特殊詐欺等被害防止対策推進事業について説明を受け、被害防止機能付き電話機等の設置に係る費用の一部補助については、委員から、普及促進のために、あらゆる媒体での周知徹底をするよう意見が出されております。

財政課の議案第22号について、委員から、システムの改修に費用がかかるのではとの問いには、基本原則を可能にするため、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップと順次行っていく予定で経費はかかるとのことであります。

政策推進課の第1次日出町行財政改革プランの進捗状況について、外部評価委員さんには、日出町の実態を説明してから評価しているのかという問いには、今回7名の委員さんに評価をお願いしましたが、ホームページ等により町の実態を勉強されている方もいらっしゃったとのことであります。また、全委員の方に出向き説明をして、委員会に臨んでもらっているとのことであります。

また関連で、外部評価委員会の構成メンバー、人数も再検討することが必要だという意見も出されております。

会計年度任用職員により人件費が増加し、人件費を削減していくことは難しいと思うがとの意見に対し、会計年度任用職員の期末手当支給により人件費は膨らんでいる。再任用職員が増加する中で、人数の適正化に努めていきたい旨の答弁がございました。

また、定員適正化計画の策定については、いつ策定するのかという問いには、ヒアリング時点で、今年度中に策定するというところであります。

次に、町政モニター制度について、インターネットに特化したモニターだと偏りが出るのではという問いには、インターネットの環境が整った方が対象となるが、新たな取り組みの中で、今まで意見をもらえなかった方々が対象になると思うが、幅広い方々の意見を聞いて判断していきたいということであります。

契約検査室では、給食センター建設工業について、町内事業者が入札に参加できるようにと、強い要望がございました。

税務課では、令和2年度地方税制改正（案）について説明を受けております。

生活環境課の議案第27号関係について、委員から交通指導員の身分はどの確認があり、会計

年度任用職員として任用することができないので、私人として委託契約することとなるということでございます。

次に、商工観光課では、二の丸館の昨年度に比べての来場者数の確認があり、来場者数は若干減少しているが、売り上げは横ばいということでもございました。また、企業誘致の現況としては、川崎工業団地北側の用地で、県の東京事務所から1社関心がある旨の連絡が入っているということでもあります。

農林水産課については、議案第17号関係について、委員からプレジャーボートの管理形態についての質問があり、現在漁港と協議を進めており、委託料についても今後話し合っていくとのことでもございます。

土地建設課の報告事項で、町道会下線の拡幅に伴う用地先行取得について、委員より、これまでは事後報告が主であったが、状況判断も適切で、予算関係の説明も受け、今回のような進捗状況の報告をいただきたい旨の要望がございました。

上下水道課では、委員から下水道事業全体の事業計画を見直しをするのかという問いには、現在774ヘクタールの全体計画で、709ヘクタールが認可区域となっている。認可区域・全体計画を集落ごとに見直しを行い、合併処理浄化槽にするのか、下水道にするのかの判断をしていきたい旨の答弁がございました。

以上をもって報告といたします。

○議長（森 昭人君） 次に、福祉文教常任委員会委員長 衛藤清隆君。衛藤清隆君。

○福祉文教常任委員長（衛藤 清隆君） おはようございます。福祉文教常任委員会の報告をいたします。

会期日程に従いまして、3月11日に委員全員出席のもと、町長、教育長、担当課長の出席を求め委員会を開催いたしました。

当委員会に付託されました議案6件、関連議案2件につきまして審査の結果を報告いたします。

まず、議案第11号監査委員条例の一部を改正する条例で、地方自治法の改正に伴い条例の題名の改正などを行い、令和2年4月1日より施行するものです。全会一致で可決です。

次に、議案第16号日出町使用料条例の一部改正については、中央公民館の施設の名称変更を行うため、また議案第18号日出町手数料条例の一部改正については、住民基本台帳法の改正を行うため、付託先は総務産業常任委員会ですが、当委員会でも審議を行った結果、全会一致で可決です。

なお、その旨を総務産業常任委員長に報告したところで。

次に、議案第19号日出町老人介護者手当支給条例の一部を改正する条例で、受給者の経済的な負担軽減のため、介護者手当の支給要件の見直しによる条例の改正を行うもので、受給者の属

する世帯の世帯員全員が、市町村民税非課税であることを追加するものです。

また、支給月を市町村民税課税年度に合わせて変更するもので、委員より、この改正は条件を厳しくするもので対象者が少なくなる現状のままでよいのではないかの意見がありましたが、賛成多数で可決です。

次に、議案第21号日出町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する介護保険料のさらなる軽減強化を実施するもので、全会一致で可決です。

次に、議案第24号日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、児童福祉法の改正に伴い、条例を整備するもので、全会一致で可決です。

次に、議案第25号日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、国の基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正されたことから、各市町村において、実情に応じて条例を改正できるようになり、日出町では、放課後児童クラブの利用ニーズが増加傾向にあり、今後も施設整備や支援員の確保などを随時進めていく必要があるため、附則で定める経過措置を令和2年度から令和6年度まで延長して、5年間で利用ニーズに対応できる体制の整備するため全会一致で可決です。しかし委員より、放課後児童クラブの受け入れについて、日出町として、受け入れ要件で学年を明確にしてほしい、また、児童クラブでの子供のおやつに対し、行政が立ち入るべきではないかとの要望が出されました。

次に、議案第28号日出町視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の廃止についてで、インターネットなどの普及により、視聴覚機材を容易に得ることができるようになり初期の目的を達成したので条例を廃止するもので全会一致で可決です。

続きまして、所管各課の事務調査の結果について御報告いたします。

まず住民課からは、関連議案であります議案第18号についての説明とキティちゃんとのコラボによる撮影スポット設置の報告がありました。

福祉対策課からは、地域生活支援拠点などの整備について、障がい児・者の重度化、高齢化や親なき後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービスを提供するという説明があり、委員より、基幹相談支援センター設置について相談支援体制の充実、強化を図る上で相談支援事業を委託している事業所は現在町内3カ所となっているが、事業所の選考については明確な基準や要件を設けてほしいとの意見が出たところです。

子育て支援課からは、議案第24号、25号についての説明がありました。

健康増進課からは、議案第19号、21号についての説明と日出町新型コロナウイルス感染症対策本部規定についてと、その感染症の対応についてで備蓄マスクの配布については、今後の感

染の発生状況を見ながら検討をしていくとの説明がありました。

監査事務局からは議案第11号の説明があり、教育総務課からは、日出町立学校管理規定の一部改正についてで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会中の特例として、学期については前期の終わりを「10月の第2金曜日まで、後期の始まりを10月の第2金曜日の翌日から」に改正することと、南畑小中学校の閉校、閉園式を今の状況を踏まえ新年度に延期するとの報告がありました。

次に、学校教育課からは、日出町標準学力調査についてで、調査結果分析後の指導改善ポイントの説明また新型コロナウイルスによる日出町の学校の方向性の結論について、3月12日に校長会を開くとの報告がありました。

次に、社会教育課からは、前回の委員会で委員より質問のあった日出町子ども会加入児童数及び自治館数の報告がありました。

次に、文化・スポーツ振興課からは、第62回県内一周大分合同駅伝競走大会の結果についてと、藤原地区の木造薬師如来坐像、及び日光、月光菩薩立像が文化財の県指定になったとの報告がありました。

図書館からは、本年度の利用状況についてと2月から3月の行事報告またテーマ展示の報告がありました。

学校給食センターからは、学校が休校になっている中での給食センターの現況についての報告がありました。

以上、今定例会で福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果及び所管各課の事務調査の報告といたします。

甚だ簡単ではありますが、福祉文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（森 昭人君） 次に、予算常任委員会委員長 土田亮治君。土田亮治君。

○予算常任委員長（土田 亮治君） それでは報告を行います。

当委員会は、会期日程に従いまして、関係者出席のもと、当委員会に付託されました承認1件、議案10件について審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第1号令和元年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ8,361万5千円を追加し、補正後の予算総額を105億5,369万2千円とするものです。ふるさと寄附金1億9千万円の増加により、報償金6,615万8千円、返礼品業務委託料1,334万3千円等を計上するものです。

なお、ふるさと寄附金の増額による財政調整基金繰入金1億648万5千円の減額を行っております。全会一致で承認であります。

次に、議案第1号令和元年度日出町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入

歳出それぞれに5億1,347万3千円を追加し、補正後の予算の総額を110億6,716万5千円とするものです。

歳入歳出ともに多くは決算見込みによる補正額の計上ですが、歳出の主なものは、ふるさと納税に係るまちづくり基金積立金1億610万7千円、小中学校校内ネットワーク整備事業の5,300万4千円、学校給食センター建設事業の6億1,603万5千円となっております。

なお、街灯LED化整備事業費1,056万9千円、大神漁港及び真那井漁港の機能保全工事費それぞれ1,300万円、1,180万円、平原新貝深江線の道路改良工事費1千万円、校内ネットワーク整備事業費5,300万4千円、日出中学校高架水槽改修工事費215万円、学校給食センター建設工事費6億4,303万5千円を繰越明許費に、また学校給食センター建設工事費の令和2年度実施分3億7,404万5千円、令和3年度実施分3億7,346万5千円、あわせて7億4,751万円を債務負担行為としております。

歳入は、町税4,735万8千円、国庫支出金7,160万8千円、町債5億2,040万円などですが、減額補正として分担金及び負担金378万5千円、県支出金6,168万5千円、財政調整基金等の繰入金6,600万6千円を計上しております。全会一致で可決であります。

議案第2号令和元年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ602万9千円を追加し、総額を32億1,487万6千円とするものです。

歳出は、予備費の財源調整のみです。

歳入の主なものは、財政安定化支援事業繰入金473万5千円、基金繰入金3千万円、一般被保険者延滞金410万1千円ですが、その他決算見込みによる減額補正となっております。

議案第3号令和元年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）ですが、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ2,602万6千円を追加し、補正後の総額を26億6,110万7千円とするものです。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金370万円、施設介護サービス給付費負担金1,173万円、介護保険運営基金積立金299万9千円のほか、地域密着型介護サービス給付費負担金800万円の減額等となっております。

歳入は、現年度分特別徴収保険料2,375万4千円、現年度分介護給付費交付金278万9千円のほか、現年度分普通徴収保険料386万9千円の減額であります。

議案第4号令和元年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ1,162万1千円を追加し、補正後の予算総額3億3,390万7千円とするものです。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金です。

歳入は、現年度分特別徴収保険料758万7千円、現年度分普通徴収保険料555万7千円等

です。保険基盤安定繰入金121万4千円を減額しております。

以上、議案第2号から第4号の特別会計補正予算3件については、全会一致で可決であります。

続きまして、議案第5号令和2年度日出町一般会計予算についてですが、歳入歳出それぞれの予算総額を108億4,100万円と定めるものであります。過去最大の当初予算規模で、前年度比6億7,500万円、6.6%の増額となっています。これは令和元年度から始まった学校給食センター建設事業の本格的な実施と、幼児教育保育無償化に伴う子供のための教育保育給付事業費が大幅に増加したことなどが主な要因です。

歳出については、義務的経費が昨年度比3億8,260万1千円、7.0%の増で、58億4,203万7千円、投資的経費は昨年度比1億3,982万3千円、17.4%増で9億4,459万7千円となっています。

主な新規事業及び重点事業として、旧豊岡ふれあいセンター分館改修工事3,335万3千円、役場庁舎の非常用発電装置設置工事2,860万円、川崎工業団地事務所棟屋上防水工事1,648万2千円、基幹系システム更改業務利用料等の1億2,405万2千円、コミュニティバス運行事業4,295万8千円、藤原地区で施行されるオンデマンドの乗り合いタクシー実証運行事業1,250万円、ふるさと寄附金事業1億527万4千円、地域生活支援事業に4,140万4千円、障害者自立支援給付事業6億8,032万7千円、児童手当扶助事業4億8,200万円、川崎なかよし児童クラブ増築工事を含む放課後児童健全育成事業5,645万7千円、子供のための教育保育給付事業12億5,550万4千円、子供医療費助成事業1億1,739万6千円、農業体質強化基盤整備促進事業では水路改修等に2,260万円、道路改良に1億3,781万3千円、都市防災総合推進事業では、避難路等の整備に2,920万円、学校給食センター建設事業3億7,404万5千円などが組みられています。

歳入では、太陽光施設等償却資産や新築家屋固定資産税の増加、また納税義務者数の増による個人町民税の増加により、町税が31億2,812万2千円で、昨年度比1億3,623万4千円、4.6%の大幅増となっています。

国庫支出金は、幼児教育保育無料化による施設型給付費の伸びや学校給食センター建設工事の実施、防衛施設周辺対策事業補助金を活用する旧豊岡ふれあいセンター分館改修工事などの実施により昨年度比2億5,537万4千円、18.6%の増加で、16億2,771万6千円です。その他寄附金はふるさと寄附金が増加し、昨年度比1億2,290万円、351.1%増の1億5,790万2千円、繰入金では、財政調整基金の繰り入れが1億5,522万6千円減の3億2,951万4千円、さらに減債基金の繰り入れは1億円となり、5千万円の減額となりました。賛成多数で可決であります。

次に、議案第6号令和2年度国民健康保険特別会計予算についてですが、当初予算の総額は

30億8,775万5千円で、前年度比8,940万1千円、2.8%の減額となっています。

主な要因は、国民健康保険事業費納付金が減額となったためです。

歳入は、被保険者数の減少により、国民健康保険税が前年度比3.1%、1,532万8千円の減額の4億8,687万5千円となっています。また、県支出金は前年度比0.9%減の23億6,874万1千円、繰入金が前年度比20.2%減の2億2,286万7千円を計上しています。

歳出は、保険給付費が前年度比0.7%減の23億2,138万6千円、国民健康保険事業費納付金が9.5%減の7億866万2千円、保健事業費は前年度比4.5%減の3,030万7千円となっています。

次に、議案第7号令和2年度介護保険特別会計予算についてです。

保険事業勘定では、当初予算総額が27億557万8千円で、対前年度比7.55%、1億8,997万1千円の増額です。

歳入は、第1号被保険者保険料5億4,163万9千円、国庫支出金6億6,185万2千円、支払基金交付金7億950万7千円、県支出金3億8,713万3千円、繰入金4億232万4千円、繰越金300万円を、歳出では、総務費2,905万5千円、保険給付費25億4,898万6千円、地域支援事業費1億1,671万3千円を計上しています。介護サービス事業勘定は、当初予算額2,712万7千円で、前年度比471万4千円、21.03%の増額となっています。

歳入では、介護予防給付費収入256万3千円、一般会計繰入金1,756万2千円、歳出は一般管理費2,400万8千円、介護予防サービス計画作成委託費311万8千円を計上しています。

次に、議案第8号令和2年度後期高齢者医療特別会計予算については、当初予算の総額を3億4,150万円とするもので、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増額により、昨年度に比べ2,001万6千円、6.2%の増となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比8.7%、2,057万2千円の増額で2億5,780万4千円、一般会計繰入金は前年度比0.7%、55万3千円の減額で8,269万4千円、歳出では、一般管理費27万8千円増の115万円、後期高齢者医療広域連合納付金が昨年度比6.2%、1,973万8千円を増額し、3億3,939万円を計上されています。

続いて、議案第9号令和2年度水道事業会計予算についてです。

当初予算は、収益的収入で4億2,661万6千円、令和元年10月の消費税率改定により、前年度比1,042万1千円の増です。営業収入の給水収益を3億8,400万円とし、その他収入は、令和元年度決算見込み額をもとに予算計上しています。

収益的支出では、営業費用を前年度比45万5千円増の3億7,204万8千円とし、将来の

施設改修費や収益を把握するためのアセットマネジメント計画と経営戦略の策定委託費を計上しています。

資本的収入は1億3,900万4千円とし、ルートインホテル建設に係る工事負担金として5千万円を計上しています。

また、企業債8,800万円の起債により財源確保をします。

資本的支出は2億7,349万3千円、内訳は配水管布設替工事や拡張工事等の改良工事費1億3,700万円、ルートインホテル建設に係る埋設工事費5千万円、企業債償還金6,300万円等であります。

最後に、議案第10号令和2年度下水道事業会計予算についてです。

収益的収入は6億2,124万8千円で、営業収益の使用料を公共下水道事業2億2,800万円、漁業集落排水事業970万円、農業集落排水事業990万円の合計2億4,760万円計上しています。

営業外収益は3億5,363万8千円とし、うち一般会計からの繰入金を1億7,241万9千円計上しています。

収益的支出は6億1,571万1千円で、5億7,320万4千円を営業費用としています。

資本的収入は5億1,127万7千円で、企業債が2億1,950万円、一般会計からの繰入金1億4,092万4千円、受益者負担金分担金889万6千円、国庫補助金1億4,083万5千円となっています。

資本的支出は6億7,557万9千円で、汚水管渠建設費8,680万円、雨水管渠建設費1,100万円、汚水ポンプ場建設費は、洲崎中継ポンプ場の耐震化を含む施設改築工事関係費1億6,012万円を計上しています。また、浄化センター土壌脱臭設備増設工事費、改築工事実施設計費等の処理場建設費に9,299万3千円、企業債償還金に3億2,466万6千円を計上しています。

以上、議案第6号から第10号の特別会計当初予算5件については、全会一致で可決であります。

以上、予算常任委員会の報告といたします。

○議長（森 昭人君） 次に、議会活性化特別委員会委員長 川西求一君。川西求一君。

○議会活性化特別委員長（川西 求一君） 議会活性化特別委員会は、会期日程に従いまして、3月13日、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

まず、議会中継についてであります。

本議会初日、現有の議会施設でビデオ録画を行った部分につきまして、委員によりデジタル変換を行い、限定公開ではありますけれども、ユーチューブによりネット配信を行いましたので、そ

の配信画像や音声について、それぞれ視聴し、画質や音声についても見劣りするものではないものと判断し、同手法による配信の方向性を皆さんで確認したところです。

しかし、配信までの録画の編集や、作業時に時間など詳細な検討課題も残される等、さらに試行を重ねる必要もありますので、議員の皆様、それから事務局の皆様の引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、議員への事務連絡等につきまして、一部メール配信にて行う旨の協議を行い、通信確認等の課題は残るものの、利便性、効率性から事務連絡の一部から段階的に実施することとし、さきの全員協議会にて賛同をいただいたところです。

なお、今後の議会の活性化についても、あくまでも段階的ではありますが、日々進化するICTを活用した事務の効率化はもとより、町民への積極的な情報公開を進め、審議の透明性の確保等、町民に開かれた議会を目指すことを共通目標とすることを確認したところです。

何とぞ、今度も皆さんの御協力、御理解をお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、議会活性化特別委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（森 昭人君） 次に、議会報編集特別委員会委員長 池田淳子君。池田淳子君。

○議会報編集特別委員長（池田 淳子君） 議会報編集特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと、3月13日に委員会を開催いたしました。

議会だより119号の問題点の確認、また今定例会の内容を報告するための議会だより120号の編集における役割分担及び編集日程について協議をいたしました。

120号では、特集記事として、当初予算の内容と各議員が注目する予算内容を掲載する予定です。

以上、甚だ簡単ではございますが、議会報編集特別委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（森 昭人君） 次に、電算委託業務等調査研究特別委員会委員長 金元正生君。金元正生君。

○電算委託業務等調査研究特別委員長（金元 正生君） 電算委託業務等調査研究特別委員会の御報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席のもと、3月16日に委員会を開催いたしましたので、その概要を報告いたします。

まず、前回依頼した調査項目で導入時に係る費用について、8市町村での費用の算出については、イニシャルコストのうち、人口規模にかかわらず共通的に係る費用として約5千万円、ほかは案分方法として人口割や自治体ごとのオプションも含め、約4,200万円、トータルの費用が約9,200万円発生しているとのこととあります。

次に、執行部に9項目調査依頼を提出しております中で、調査項目2の業務委託内容については、担当課、担当係、委託業務名、契約方法、システム名称、ネットワーク種類、委託会社名、委託内容、委託金額、調査項目4のリース契約についても、リース期間を除けば調査項目2と同様の内容であります。

特に、ネットワークについては、総務省よりセキュリティ強化を求められており、3層のネットワーク構成を構築するよう指示されているとのことで、本町では、LGWAN系、トップス系、ネットワーク系の3層で構成されているということであります。

委託業務については99件、うち随意契約が90件、ほかは競争入札等で、委託業者については、A社の38件を含む37社、またリース契約機器についても19件のうち随意契約が15件、ほかは競争入札等で、委託業者については12社であります。

以上の契約については、システム導入時は競争入札やプロポーザル方式をとっているとのことですが、県内の事業者が非常に少なく、当面の目標であるシステムの不具合防止と並行してコスト両面を調査確認しながら、見直しの必要性を抽出するために、関係課が15課にまたがりまますので、担当課別にヒアリングを行い、委託費用、リース費用が適正であるか、管理の適正化、またリース契約については、保守も考慮した買い取りの検証等を、近隣市町村の状況も含めて依頼をしたところであります。

以上が調査の進捗状況でございますので、現況の報告とさせていただきます。

○議長（森 昭人君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（森 昭人君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） なければ、これで質疑を終わります。

討論

○議長（森 昭人君） これより討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、阿部真二君。

○議員（6番 阿部 真二君） 議席番号6番、阿部真二です。議案第5号令和2年度日出町一般会計予算について反対討論を行います。

先日、一般質問でも取り上げましたが、財政状況が非常に厳しく、早急に財政健全化を行うべく行財政改革を実行しているにもかかわらず、給食センター建設事業や幼保無償化事業の予算が増加したからといって、過去最高となる108億4,100万円もの予算を計上すること自体に、

日出町の行政はどうなっているのか、これから先、大丈夫なのかと不安を超えて憤りを感じます。

また、第5次総合計画では、町の将来像として、住むことに喜びを感じるまち、安心して暮らせて活力が実感できるまちづくりなどうたっていますが、子供会や老人会などで行っている資源ごみ回収の助成金を排出することにより、地域コミュニティーの活性化を鈍化させる。そのほかにもブックスタート事業での絵本を2冊から1冊に減らし、親子のコミュニケーション機会を削減、さらには、敬老会助成金を5年間継続し、毎年100円カットするなど、喜びや活力を実感するどころか、社会的弱者に対して住みにくい町の予算となっています。もっと住民の声を聞き、住民を大切にすべきと考えます。よって、このような令和2年度日出町一般会計予算を認めるわけにはいかないのので反対します。

なお、給食センター建設や幼保無償化に対する反対ではないことを付け加えておきます。

○議長（森 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。——ほかに討論はありませんか。
13番、工藤健次君。

○議員（13番 工藤 健次君） 13番、工藤健次です。反対討論を行います。

議案第5号令和2年度日出町一般会計予算、2款1項6目旧ふれあいセンター管理運営業務3,372万5千円と同じ款項目の交流広場HiCaLi管理運営業務2,494万5千円については反対をします。

このふれあいセンターの件については、昨年問題になったわけですが、国の防衛予算で整備をするということで、ここまで来ています。当初は、自衛隊演習場の周辺整備の予算で、目刈地区からの道路とふれあいセンターを整備する計画で動いたのではないですか。

ところが、道路整備はすぐに取り下げて、センターだけの改修にした理由は何だったんですか。防衛省に予算をお願いする前に、地元と詰めた話もしないでふれあいセンターありきで改修計画を進めたからではないですか。地元には道路の整備の強い要望があるにもかかわらず、簡単に取り下げたではないですか。

この後、バリアフリーの予算で改修をする話で説明するようになり、今回の予算は、雨漏りの防水工事が主になると思いますが、概算の額を聞いてもはっきり答えない。改修計画で使用すると決めたときから、建屋が傷まないための努力をしましたか。使用しなくなって何年が経過していますか。毎日劣化していつているのではないですか。劣化していないのであれば、公共施設の長寿命化計画など必要ないことではないですか。年々劣化していくので改修計画が必要になるのではないですか。雨漏りの養生もしないで雨漏りのときや空気の入れかえなど、時々状態でも確認に行ったことはありますか。放置したままの状態、これ以上お金はかからないと言っていますが、本当にそんなことが言えるのですか。無責任きわまりないと私は思っております。

次に、交流広場HiCaLiの管理運営業務2,403万4千円についても反対です。

昨年の12月議会でも民間委託などの検討するように指摘をしてきました。今回の予算は、施設の借り上げ料約1,800万円と会計年度任用職員の人件費、約2,700万円などとなっています。

予算を出すときには、職員や町民の方などに活用方法について意見などを募集したりして方向性を示すべきで、活用について検討しているかなどの説明が必要ではないですか。何もしなくて予算を出しますか。出せば通る感覚になっていませんか。スピード感を持って活用する検討すべきであるのに、予算が先で活用が後のやり方になっているのではないですか。

財政状況が厳しい中、危機感や予算に対する意気込みが全く感じ取れません。昨年の3月議会でふれあいセンターの改修予算で問題になったときにも、合同新聞の傍聴席、記者の目欄で、目的よりも予算が先、疑問と掲載されたのを覚えていますか。予算が先はだれが見てもおかしいと思っていることを執行部は指摘に反省もなく繰り返して行っています。指摘には素直に反省が必要で、先般の一般質問で町長は公約の失敗はないような答弁でした。給食センターの予算も反対ですが、同僚議員が討論するかもわかりませんが、この件についてはとめておきますけれども、町長、2年もおくれてしまい、この間、人件費、材料費等の高騰でどのくらいの建設費が膨らんでいるのですか。総額18億円の工事になると言っていますが、少額の事業を廃止しても、決断が遅くなると億単位の膨らみになります。また今回のコロナウイルスの問題で建設資材が入らなくなっているなどの声を聞いていますか。給食センターもまたおくれますよ。杵築のセンターはもうほとんど完成して、10月から運用開始と言っています。この差は何ですか。町長の決断のまずさではないですか。この点を指摘して、議案第5号令和2年度日出町一般会計予算のふれあいセンター管理運営業務、交流広場HiCaLi管理運営業務について反対をいたします。

○議長（森 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） なければ、これで討論を終わります。

採決

○議長（森 昭人君） これより採決を行います。

承認第1号令和元年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）について採決します。

承認第1号に対する委員長の報告は、承認です。承認第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員長の報告

のとおり承認されました。

次に、議案第1号令和元年度日出町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第4号令和元年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの4件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号から議案第4号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和2年度日出町一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 賛成多数です。したがって、議案第5号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和2年度日出町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第10号令和2年度日出町下水道事業会計予算についてまでの5件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号から議案第10号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号から議案第10号までについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号監査委員条例の一部改正についてから、議案第18号日出町手数料条例の一部改正についてまでの8件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号から議案第18号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第18号までについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号日出町老人介護者手当支給条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（森 昭人君） 挙手多数です。したがって、議案第19号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第29号大分市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議についてまでの10件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号から議案第29号までは委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第29号までについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号日出町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

同意第1号について、原案のとおりこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2. 議員派遣の件について

○議長（森 昭人君） 日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出がありました。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定により、議員からの申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員から申し出のとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定いたしました議員派遣についてですが、やむを得ない事情による変更または中止については、この決定を議長に委任していただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、このように決定をいたしました。

日程第3. 閉会中各委員会の継続審査及び調査について

○議長（森 昭人君） 日程第3、閉会中各委員会の継続審査及び調査についてを議題とします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中各委員会の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

ただいま、議案5件が提出されました。

お諮りします。議案5件を日程に追加し、追加1の追加日程第1から追加日程第5として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案5件を日程に追加し、追加1の追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発委第1号

追加日程第2. 議案第30号

追加日程第3. 議案第31号

追加日程第4. 議案第32号

追加日程第5. 同意第2号

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

○議長（森 昭人君） 追加日程第1、発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について、追加日程第2、議案第30号令和元年度日出町一般会計補正予算（第7号）について、追加日程第3、議案第31号職員の給与に関する条例等の一部改正について、追加日程第4、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、追加日程第5、同意第2号日出町教育委員会委員の任命についてまでを上程し、一括議題とします。

提出者から趣旨並びに提案理由の説明を求めます。

発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について、趣旨説明をお願いします。議会運営委員会委員長 熊谷健作君。熊谷健作君。

○議会運営委員長（熊谷 健作君） 発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正について、趣旨

の説明を申し上げます。

現在、委員会の傍聴については、所管委員会の2委員会のみとなっておりますが、開かれた議会として、全ての委員会を傍聴できるよう条例の改正を行うものです。

なお、詳細については、日出町議会委員会傍聴規則の定めのとおりとします。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ議員各位の御理解をいただきまして、御賛同をお願いいたします。

○議長（森 昭人君） 次に、議案第30号令和元年度日出町一般会計補正予算（第7号）について、議案第31号職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、同意第2号日出町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。町長、本田博文君。町長。

○町長（本田 博文君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案3件、同意1件につきまして御説明を申し上げます。

議案第30号令和元年度日出町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正します額は4,033万7千円で、補正後の予算総額は11億750万2千円となります。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策によるもののほか、ふるさと寄附金増額による関連経費を計上しております。

主な内容について申し上げますと、新型コロナウイルス感染拡大防止事業としまして、保育所等の環境整備に対しての助成や小学校臨時休校のため開所した放課後児童クラブ等に係る委託料等を計上しております。

また、ふるさと寄附金事業につきましては、ふるさと寄附金の増加に伴うまちづくり基金への積立金及び一般報償費等を計上しております。

今回の補正予算の財源といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止事業費につきましては全額国費となっており、ふるさと寄附金事業につきましては、ふるさと寄附金及び雑入により財源措置いたしております。

また、繰越明許費といたしまして、民生費の新型コロナウイルス感染拡大防止事業費を計上しております。

次に、議案第31号職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

職員及び特別職の給料月額を減額する期間を延長すること及び災害派遣手当に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、同意第2号日出町教育委員会委員の任命についてであります。

現在、同委員に就任いただいております佐藤公康氏の任期が令和2年3月25日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議をいただき、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 昭人君） 以上で趣旨説明並びに提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日は日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

ここでしばらく休憩をします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩をします。会議室にお集まりください。

午前11時27分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（森 昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

追加議案に対する質疑

○議長（森 昭人君） これより追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） なければ、これで質疑を終わります。

.....

討論

○議長（森 昭人君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昭人君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

採決

○議長（森 昭人君） これより採決を行います。

発委第1号日出町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和元年度日出町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号日出町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 昭人君） 挙手全員です。したがって、同意第2号については同意することに決定しました。

このたび、私は一身上の都合によりまして、議長の職を辞したいので、許可されていただきますようお願いを申し上げます。

ここで副議長の登壇をお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（池田 淳子君） 皆様よろしく御協力をお願い申し上げます。それでは、議長の職務を行います。

ただいま、議長、森昭人君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加2の追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、追加2の追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議長の辞職について

○副議長（池田 淳子君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、森昭人君の退場を求めます。

〔森 昭人君退場〕

○副議長（池田 淳子君） 事務局長に辞職願を朗読させます。井川事務局長、お願いいたします。

○事務局長（井川 功一君） 辞職願、このたび、一身上の都合により、日出町議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和2年3月23日、日出町議会副議長、池田淳子様、日出町議会議長、森昭人。

○副議長（池田 淳子君） お諮りします。森昭人君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、森昭人君の議長の辞職を許可することに決定しました。

森昭人君の入場を許します。

〔森 昭人君入場〕

○副議長（池田 淳子君） お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加2の追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙を日程に追加し、追加2の追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。準備のため、しばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩したいと思います。
会議室にお集まりください。

三役及び総務課職員を除く説明員の方は御退席をいただきます。

午前11時53分休憩

.....

午後 1 時14分再開

○副議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2. 選挙第1号

○副議長（池田 淳子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に池田淳子を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました池田淳子君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました池田淳子君が議長に当選されました。

ただいま不肖私が議長に当選しました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知と同時に同意いたします。

私より就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様の御推挙により議長の選任されました池田淳子でございます。皆様方には心から感謝を申し上げます。

身の引き締まる思いでいっぱいではありますが、ただいま皆様御承知のとおり、コロナウイルス

の関係で大変日出町も厳しい局面に立たされていると承知をしております。議会、また執行部の皆様と一丸となって、町民の皆様が安心安全を守るために一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも温かい御支援、また御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして就任の御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。（拍手）

追加日程第3. 議席の一部変更について

○議長（池田 淳子君） 追加2の追加日程第3、議席の一部変更を行います。

今回の議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

工藤健次君を12番に、森昭人君を13番に、そして、私、池田淳子を16番に、それぞれ変更いたします。

議席の移動を行いますので、しばらくの間お待ちください。

〔議席の移動〕

○議長（池田 淳子君） 私が議長に当選したことから、自動的に副議長職を失職いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加2の追加日程第4として日程の順序を順次変更し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加2の追加日程第4として日程の順序を順次変更し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。準備のためしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。会議室にお集まりください。

午後1時19分休憩

.....
午後1時25分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4. 選挙第2号

○議長（池田 淳子君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に土田亮治君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した土田亮治君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました土田亮治君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました土田亮治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

土田亮治君、副議長当選の承諾と御挨拶をお願いいたします。11番、土田亮治君。土田亮治君。

○議員（11番 土田 亮治君） それでは、一言だけ御挨拶申し上げます。

私至らぬところが多かろうと思えますけれども、議長を精いっぱいサポートをいたしまして、議員の皆様方とも相談しながら前に進んでいきたいと思えます。そしてまた、開かれた議会のために努めてまいりたいと思えます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（池田 淳子君） ここで本田町長に御挨拶をいただきます。町長、本田博文君。町長。

○町長（本田 博文君） 先ほど行われました議長及び副議長選挙によりまして退任された方、そして就任された方々に一言御挨拶を申し上げます。

まずは、森昭人前議長におかれましては、これまで2年間にわたって給食センターの建設などの山積する諸課題の解決に、その卓越した識見と強力な指導力を発揮され、議会を牽引するとともに、執行部に対しまして格別の御配慮と御協力を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。

これまでの御功績に対し、敬意を表するとともに、今後とも日出町発展のために、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

また、町政に対しまして、これまで同様、御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、議長に当選されました池田淳子議員におかれましては、御就任まことにおめでとうございます。

また、副議長に当選されました土田亮治議員におかれましても、御就任まことにおめでとうございます。

議会が新しい体制で新年度を迎えるのと同様に、私ども執行部も近く人事異動等を行い、令和2年度に向けて心新たに町政運営に誠心誠意努力してまいり所存でございます。

御案内のように、現下の大きな課題である新型コロナウイルス感染に対応するため、日出町対策本部を設置し、感染のさらなる拡大を防止するため、3月2日から小中学校の臨時休業や町営施設の休閉館、イベントの自粛要請などにより、町を挙げて全力で感染の拡大防止に取り組んでいる状況です。

また、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、今年度は日出町行財政改革大綱及び第1次日出町行財政改革推進プランを策定し、持続可能な財政運営の確立や効率的で効果的な行政運営を行うことを目的に行財政改革に取り組んでおります。

今後は、新たな議長、副議長のもとで、より一層町民の皆様の御期待に応えられるよう全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

結びになりましたが、池田淳子議長、土田亮治副議長におかれましては、今後とも町政運営に格別の御理解、御協力をお願い申し上げますとともに、ますます御健勝で御活躍されますようお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。御当選まことにおめでとうございます。

追加日程第5. 常任委員会委員の選任について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

任期満了による後任の常任委員会委員の選任については、事務局より名簿を配付させていただきますので、しばらくお待ちください。

〔名簿案配付〕

○議長（池田 淳子君） お諮りします。ただいま配付した名簿（案）のとおり、日出町議会委員会条例第6条第4項の規定により指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により2年で、令和2年4月7日から令和4年4月6日までであります。

これより日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において、委員長及び副委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長及び副委員長の互選が終わるまでしばらく休憩いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。会議室にお集まりください。

午後1時35分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に岩尾幸六君、副委員長に豊岡健太君、福祉文教常任委員会委員長に川西求一君、副委員長に河野美華君、予算常任委員会委員長に上野満君、副委員長に金元正生君、以上のおり互選されました。

以上で、常任委員会委員の選任を終わります。

ここで議長の職務を副議長と交代します。土田副議長、議長席に御登壇をお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（土田 亮治君） それでは、議長と職務を交代いたしまして、ただいまから議事を進めてまいります。

追加日程第6. 議長の常任委員会の辞任について

○副議長（土田 亮治君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議長、池田淳子君の退場を求めます。

〔池田淳子君退場〕

○副議長（土田 亮治君） お諮りします。池田淳子議長からその職責上の理由によって、常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。本件は議長から申し出のとおり、辞任を許可することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田 亮治君） 異議なしと認めます。したがって、池田淳子議長の常任委員会委員の

辞任を許可することに決定いたしました。

池田淳子議長の入場を許します。

[池田淳子君入場]

○副議長（土田 亮治君） これで議長の職務を退任させていただきます。御協力ありがとうございました。

池田淳子議長、議長席に御登壇をお願いします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（池田 淳子君） 土田亮治副議長、お疲れさまでした。

追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。会議室にお集まりください。

午後2時05分休憩

.....
午後2時06分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定、並びに議会運営委員会規定第3条第1項により、佐藤二郎君、土田亮治君、岩尾幸六君、川西求一君、上野満君の以上5名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の方が議会運営委員会委員に選任されました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は2年で、令和2年4月7日から令和4年4月6日までであります。これより、日出町議会議員委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長及び副委員長の互選が終わるまでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。会議室にお集まりください。

午後2時07分休憩

午後 2 時 08 分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に佐藤二郎君、副委員長に岩尾幸六君が互選されました。

以上で議会運営委員会委員の選任を終わります。

追加日程第 8. 議会報編集特別委員会委員の選任について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第 8、議会報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会報編集特別委員会委員の選任につきましては、日出町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定並びに議会報編集特別委員会規定第 4 条第 1 項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員会委員に土田亮治君、阿部真二君、上野満君、豊岡健太君、河野美華君、私、池田淳子を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をされました 6 名の方を議会報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員の任期は、日出町議会報編集特別委員会規定により 2 年となっていますので、令和 2 年 4 月 7 日から令和 4 年 4 月 6 日までであります。

お諮りします。特別委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、日出町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員会において互選されることになっていますので、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

委員長、副委員長の互選が終了するまで、しばらく休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。

午後 2 時 09 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会報編集特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会報編集特別委員会委員長に阿部真二君、副委員長に土田亮治君が互選された旨の報告がありました。

以上で、議会報編集特別委員会委員の選任を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。会議室にお集まりください。

午後2時11分休憩

.....

午後2時12分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付しました議事日程の追加3のとおり議事を進めます。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第1、議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

ただいま、議会活性化特別委員会委員長、川西求一君、副委員長、岩尾幸六君より辞任願の届け出がありました。

ここで、日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議会活性化特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

委員長、副委員長の互選が終了するまで、しばらく休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。

午後2時13分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

議会活性化特別委員会委員長に、安部徹也君、副委員長に川辺由美子君が互選された旨の報告

がありました。

以上で、議会活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選を終わります。

ここで、副議長に登壇をお願いします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（土田 亮治君） 議長の職務を行います。

追加日程第2. 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について

○副議長（土田 亮治君） 追加日程第2、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の辞職についてを議題とします。

ただいま、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の池田淳子君より辞職願が提出されました。

ここで地方自治法第117条の規定により、池田淳子議長の退場を求めます。

〔池田淳子君退場〕

○副議長（土田 亮治君） 池田淳子議長の別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の辞職について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土田 亮治君） 異議なしと認めます。したがって、池田淳子議長の別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

池田淳子議長の入場を許します。

〔池田淳子君入場〕

○副議長（土田 亮治君） これで議長の職務を終わります。

池田議長、議長席をお願いします。

〔副議長退席、議長着席〕

追加日程第3. 選挙第3号

○議長（池田 淳子君） 追加日程第3、選挙第3号別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に、13番、森昭人君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました森昭人君を別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森昭人君が別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました森昭人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

追加日程第4. 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第4、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを議題とします。

ただいま大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の森昭人君より辞職願が提出されました。ここで地方自治法第117条の規定により、森昭人君の退場を求めます。

〔森 昭人君退場〕

○議長（池田 淳子君） 森昭人君の大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、森昭人君の後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

森昭人君の入場を許します。

〔森 昭人君入場〕

追加日程第5. 選挙第4号

○議長（池田 淳子君） 追加日程第5、選挙第4号大分県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に、16番、池田淳子を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました池田淳子を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました池田淳子を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選しました池田淳子に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

閉会の宣告

○議長（池田 淳子君） 以上をもちまして、26日間にわたる本定例会に付議されました全ての案件が終了しました。

ここで、議長を退任するに当たりまして、森昭人君より御挨拶をお願いします。

○議員（13番 森 昭人君） 大変お疲れさまでございます。改選後2年間、議長を務めさせていただきましたが、議会運営並びに議会活性化、議会改革について、議員の皆様方には大変な御支援、御協力をいただきまして、自分では少しこれから進んでいくきっかけになったのではないかなというふうに思っておりますので、また今後とも新しい議長、副議長のもと、改革も進めたいと思っております。

また、町長を初め、職員の皆様方におかれまして、2年間大変お世話になりました。御承知のとおり、本当に厳しい情勢、どの分野を見ても厳しい情勢、今後難しい町長もかじ取りを強いられると思いますけれども、新しい正副議長とともに、議会とまた一体となって、この難局を乗り越えていただきたいと思いますと思っております。

私も今後、一兵卒として一生懸命、議長経験者として何かしらお役に立てればと思っております。どうかよろしく今後ともお願いしたいと思っております。

2年間本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（池田 淳子君） ありがとうございました。皆様方には終始熱心に御審議をいただき閉会

を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和2年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午後2時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2年 3月23日

前議長 森 昭人

議長 池田 淳子

前副議長 池田 淳子

副議長 土田 亮治

署名議員 豊岡 健太

署名議員 工藤 健次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2年 3月23日

前議長

議長

前副議長

副議長

署名議員

署名議員